

毎週火、金曜日発行（但休日に当るときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

昭和二十八年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、倉吉市大字岡田字岡田敷二七八ノ一番地先

水路敷四九、一四平方メートル

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第五百二十三号

次の土地はその公用を廃止する。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

一、西伯郡巖村大字蚊屋字才ノ木四〇ノ一番地先

不認定道路三一坪四九

（関係図面は土木部管理課に保管）

鳥取県告示第五百二十四号

次の種畜は廃用された。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県告示第五百二十一号
次の土地は、その公用を廃止する。

告 示

◇ 告示
土地の公用廃止 次
右 同
種畜の廃用
装蹄師免許証の交付
土地改良区の定款変更認可
耕土培養法に基く昭和二十八年度耕土培養地
域の指定
農地法に基く土地配分計画の作成
人委規則 昭和二十八年十二月分の職員の給料の支
給期日の特例に関する規則
職員の勤務条件に関する措置の要求に関する
規則の一部改正

鳥取県告示第五百二十一号
次の土地は、その公用を廃止する。

鳥取県知事 西 尾 愛 治

合計	八頭郡 中央地域 (小計)	八頭郡国英村 河原町 郡家町	六、三四 一、〇五 二、四同	米子市 倉吉市	六、三四 一、〇九 一、〇五 二、四同	面積 (小計) 三、〇三	地域の 名 称			農地面積 田 烟 計	不良農地面積 田 烟 計	同上中指定面積 田 烟 計	指定の 事由 よる 鐵欠乏に 同右	備 考
							地域の 名 称	該当郡市町 名	田 烟 計					
三、〇三	一、〇五	八頭郡国英村	一、〇五	倉吉市	一、〇五	一、〇九	六、三四	倉吉市	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
二、三五	一、〇五	河原町	一、〇五	米子市	一、〇五	一、〇五	一、〇三	米子市	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
二、六七	一、〇五	郡家町	一、〇五	倉吉市	一、〇五	一、〇五	一、〇一	倉吉市	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五	一、〇五
四七	一		一	倉吉市	一	一	一	倉吉市	一	一	一	一	一	一
一	四七		一	倉吉市	一	一	一	倉吉市	一	一	一	一	一	一
三五	一		一	倉吉市	一	一	一	倉吉市	一	一	一	一	一	一
一	三五		一	倉吉市	一	一	一	倉吉市	一	一	一	一	一	一
二〇	一		一	倉吉市	一	一	一	倉吉市	一	一	一	一	一	一
				前の國中村				前の倉吉町 小鴨村						

記

証明書番号 名前 種類 返納理由 飼養者住所氏名

昭二八 菊本 黒毛 廃用 鳥取県八頭郡佐治村

鳥第七五号 和種 中島 嘉吉

〃 二一 小倉 〃 〃 気高郡松保村

〃 三一 德春 〃 〃 平造

大口 青谷町

末治

鳥取県告示第五百二十五号

装蹄師法（昭和十五年法律第八十九号）第一条の規定により次の者に装蹄師免許証を交付した。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

登録番号

登録年月日

第五十号 昭和二十八年十一月三十日

鳥取県 本籍地

坪井 国利 氏名

鳥取県告示第五百二十七号

耕土培養法（昭和二十七年法律第二百三十五号）第三条 第二項の規定により、向国安外三箇村土地改良区の定款

第一項の規定により昭和二十八年度耕土培養（秋落水田）地域を次のとおり指定する。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

秋落水田

二 当該地域の概要

一 当該地域の不良農地の一般的性質

鳥取県告示第五百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第三十条 第二項の規定により、向国安外三箇村土地改良区の定款

第一項の規定により昭和二十八年度耕土培養（秋落水田）

変更について、昭和二十八年十一月二十八日認可した。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

鳥取県告示第五百二十八号

農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六十二条 第二項の規定に基いて土地配分計画を作成したので同条

第三項の規定に基き次のとおり告示する。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県知事 西 尾 愛 治

区分	地区名	所在地		増反者
		郡市	町村	
土地	岩井町	岩美	岩井 長谷	一三〇,五〇〇
	鳥取市(美穂)	鳥取	朝月	一三〇,五〇〇
浦安町	東伯	浦安	楓下	一〇,〇〇〇
				面壳渡予積定

員会規則第三号) 第二条第一項の規定にかかわらず十二月八日とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和二十八年十二月四日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第十号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二

第八条の二の次の一条を加える。

(再審)

第八条の二 再審については職員の不利益処分に関する

昭和二十八年十二月分の職員の給料の支給期日は、職員の給与の支給に関する規則(昭和二十七年鳥取県人事委員会規則第十九条までの規定を準用する。

昭和二十八年十二月分の職員の給料の支給

期日の特例に関する規則

昭和二十八年十二月四日

鳥取県人事委員会委員長 中本覚藏

鳥取県人事委員会規則第九号

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則

職員の勤務条件に関する措置の要求に関する規則(昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第三号)の一部を次のように改正する。

第八条の二

第八条の二の次の一条を加える。

(再審)

第八条の二 再審については職員の不利益処分に関する

審査に関する規則(昭和二十六年鳥取県人事委員会規則第四号)以下「不利益処分に関する規則」という。)

第十四条から第十八条までの規定を準用する。

第十条の次に次の一条を加える。

(審査及び再審の費用)

第十条の二 審査及び再審の費用については、不利益処分に関する規則第十九条の規定を準用する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

英文
東和タイブライター山陰代理店
販計算器・玉屋測量器
賣修理器

有限
会社 雜賀タイブライター商會

米子タイピースト学院

米子市道笑町二丁目二八番地

電話(米子)一〇一二二一番

昭和四年十一月十五日第三種郵便物認可

發行日火、金

印行者鳥取縣鳥取市東町
刷所鳥取縣鳥取市東町
印刷所鳥取縣